平成２９年（フ）第１３号
三重県南牟婁郡御浜町大字上野1333番地62
債務者　真砂　紀子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第１１９号
滋賀県栗東市下戸山1097番地115
債務者　大田美智子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５６号
大津市平津１丁目14番２号
債務者　森　紀子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
滋賀県草津市野村４丁目10番３号、前住所滋賀県守山市今浜町2620番地102　琵琶湖アーバンリゾートⅡ番館805号
債務者　高田　秀好
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５９号
大津市大萱７丁目７番１号　特別養護老人ホーム福寿荘、住民票上の住所大津市大平１丁目11番Ｄ―501号
債務者　中佐　一義
法定代理人成年後見人　中佐　一美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７１号
滋賀県甲賀市甲南町深川282番地―12号
債務者　坂口　直子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９１号
滋賀県栗東市安養寺３丁目11番29―201号
債務者　下田　眞弓
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８０号
広島県廿日市市宮内1038番地４
債務者　奥　麻衣子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４８号
広島市中区東白島町７番13―202号　ドーム白島
債務者　永野　裕樹
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９６号
広島市中区羽衣町13番13―304号
債務者　藤川　法幸
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１号
山口県下関市大字田倉70番地15、前住所山口県下関市大字綾羅木536番地４
債務者　西村　繁子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
福岡県田川市大字奈良1529番地８　県営大浦団地１棟303号
債務者　松江　明子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４６号
福岡県田川市大字川宮742番地13
債務者　田中　裕次
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第２３４号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田727番地70
債務者　桑原　勝
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
鹿児島県いちき串木野市川上3714番地
債務者　石原　一美
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係